

美祢市内事業所情報の広報紙掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内事業所の事業内容や事業所の魅力を美祢市広報紙に掲載することにより、正確で最新の事業情報を市内に提供し、もって若者人材の市内事業所への就業契機や就業先選択の拡大を図るため、市内事業所情報の広報紙掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 掲載する事業所は、美祢市広告掲載要綱（平成21年4月1日告示第50号）第3条の規定のほか、次に掲げる各号を満たす事業所とする。

- (1) 美祢市内において、事業主の家族以外の正社員を雇用している事業所
- (2) 以下のいずれかに該当すること。
 - ア 本社所在地が美祢市にある事業所
 - イ 美祢市の誘致企業の事業所
 - ウ 美祢就職相談室が実施する高校生キャリアガイダンスに登録しており、地元就業を希望する若者を雇用した実績又は今後雇用見込みのある事業所
 - エ その他市長が適当と認める事業所

2 次に掲げる各号に該当する場合は、掲載を行わない

- (1) 掲載時点で掲載基準を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の情報提供があったと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(申込方法)

第3条 掲載を希望する事業所は、広報紙掲載申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、商工労働課に提出する。

(掲載内容の変更)

第4条 掲載内容は、広報紙編集の最終校正までに掲載内容の変更を行うことができる。

(掲載順序・文量)

第5条 原則として申込順に取材を行い、記事が完成した事業所から掲載するものとし、掲載事業所が掲載順序及び時期等を指定することはできない。

(掲載文章量)

第6条 原則として美祢市の指定する文章量を掲載するものとする。

(免責)

第7条 広報紙への情報掲載及び掲載内容による直接的、付随的、結果的若しくは間接的な

損害、経費の発生、損失又は債務について、美祿市はいかなる責任も負わない。

(掲載料)

第8条 広報紙への掲載料は無料とする。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

別記様式第 1 号

年 月 日

美祢市長 様

住 所
氏 名
担 当 者
連 絡 先

美祢市広報掲載依頼について

当社の最新の事業情報を市内に提供し、若者人材の市内事業所への就業契機や就業先選択の拡大を図るため、美祢市広報へ掲載を依頼します。